

情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会（第7回） 議事要旨

1. 日時

令和4年1月21日（金）14時45分～15時30分

2. 場所

総務省内会議室

3. 出席者

（1）構成員

山本座長、大谷構成員、神保構成員、庭野構成員、根本構成員、森川構成員

（2）オブザーバー

山路内閣官房安全保障局内閣参事官、高橋財務省国際局調査課投資企画審査室長

（3）総務省

渡辺総務大臣政務官、竹内総務審議官、吉田情報流通行政局長、二宮総合通信基盤局長、鈴木大臣官房総括審議官、藤野大臣官房審議官、北林総合通信基盤局電気通信事業部長、野崎同局電波部長、三田情報流通行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、近藤同局放送技術課長、堀内同局地上放送課長、安東同局衛星・地域放送課長、井田同局情報通信作品振興課長、林総合通信基盤局総務課長、木村同局電気通信事業部事業政策課長、小津同局電波部基幹・衛星移動通信課長、鎌田情報流通行政局国際放送推進室長、岡井同局放送政策課企画官、武馬同局放送技術課技術企画官、廣瀬同局地域放送推進室長、中谷同局地域放送推進室技術企画官、村田同局放送コンテンツ海外流通推進室長、飯村総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課市場評価企画官、中田同局電気通信事業部事業政策課調査官、柳迫同局電波部電波政策課企画官、田畑同局電波部電波政策課調査室長 ほか

4. 議事等

- （1）議題（1）「情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめ（案）」に対する意見募集の結果等」について

事務局から資料7-1「情報通信分野の外資規制の在り方に関する取りまとめ（案）」に対する意見募集の結果（概要）、資料7-2「情報通信分野の外資規制の在り方に関する取りまとめ（案）」に対する意見募集の結果」及び資料7-3「情報通信分野の外資規制の在り方に関する取りまとめ（案）」に基づき、説明がなされた。なお、具体的な説明等は、次のとおり。

【事務局（鎌田国際放送推進室長）】

お配りしました資料7-1から7-3につきまして御説明します。資料7-1が意見募集結果の概要、資料7-2がその具体的な内容です。そして、資料7-3が、それを踏まえた形での取りまとめ（案）です。

まず、資料7-1につきまして、御説明します。おめくりいただきまして1ページ目です。昨年12月3日に前回会合（第6回）を開催し、そこで取りまとめ（案）の御審議を頂き、御意見を踏まえられた取りまとめ（案）について、昨年12月9日から今年1月7日までの間、意見募集を行いました。意見募集を行った結果、放送事業者から11件、電気通信事業者から2件、個人の方から5件、計18件の御意見が寄せられたところです。御意見の具体的な内容は、2ページから4ページに概要として載せています。

詳細の内容については、資料7-2を御覧ください。資料7-2の1ページの意見募集の結果は、先ほど申し上げた内容と同じです。2ページ以降が、提出された御意見の具体的な内容とそれに対する本検討会としての考え方の案を、取りまとめの第1章から第6章までの間の内容に応じて整理しています。

2ページです。第1章「情報通信関連法令と外為法との外資規制の適用関係の在り方」については、取りまとめ（案）では、放送法等の個別法と外為法の両者が相まって外国性を規律する現行の仕組みを維持することは基本的に妥当と整理されたところ、この現行の仕組みの維持について基本的に妥当と考えますと賛同の御意見を頂いています。

次に、第2章「出資規制及び外国人役員就任規制の在り方」です。大きく3つに分かれており、1つめは総論としての「出資規制及び外国人役員就任規制の枠組み」です。取りまとめ（案）では、現行の規制枠組みを維持していくという方向性で整理されたところ、2ページから3ページの途中までのとおり、多くの事業者から賛同の意見を頂いています。

おめくりいただき、3ページのb)の個人の方からですが、「情報通信は安全保障に大きく関わる」ことから、「逆に、現状よりも規制を強化すべきと考えます」という御意見を頂いています。取りまとめ（案）では、本規律を見直す必要がある特段の事情も見受けられないことから、現行の規制枠組みを維持していくということが妥当と整理されており、そのように考え方（案）では記載されています。

3ページから4ページですが、総論の例外である個別論の1つめとしての「2. コミュニティ放送に関する規制水準」です。コミュニティ放送協会からの御意見として、「コミュニティ放送事業者の実態をご理解いただいた検討内容」であり、「運営の実情にご配慮いただいた水準」ということで、「支持させていただきます」と賛同の御意見を頂いています。そして、個別論の2つめとしての「3.

放送・通信事業以外の無線局に関する規制水準」です。取りまとめ（案）では、船舶や航空機に関する無線局については、移動しながら使用するため、周波数を占有しないこと等を踏まえれば、外国性を排除する必要はないのではないかと整理されていますが、これについては、「全く同感」と賛同の御意見を頂いています。

続きまして、4ページの中ほど、「第3章 外資規制の実効性確保方策」です。1つめとして、「1. 外資規制の適合状況の把握等」です。取りまとめ（案）では、その実効性を確保する観点から、外資比率の数値に変更があった場合の届出や、定期的な報告を求めていくというような制度の整備が提案されています。こちらにつきましては、その制度の導入に当たって、事業者における事務負担を考慮するよう要望する御意見を5ページまで頂いているところです。これらの御意見に対しては、取りまとめ（案）では、事務作業の負担等を考慮した提出書類の簡略化や報告頻度の低減の必要性に言及されていることを踏まえ、考え方（案）でも事業者負担や事業者の類型を考慮した運用を図っていくことが適当と整理されています。

続きまして、6ページのb)です。デジタルデータの活用について、取りまとめ（案）において「効率的な行政運営の観点と事業者等における自律的な取組及び事務負担軽減の観点の双方から、デジタルデータの活用等を進める」とした点について、フジテレビジョン等から「妥当と考えます」と賛同の御意見を頂いています。これらの御意見は、デジタルデータの活用等について検討を進める際の参考として整理されています。

続きまして、7ページのc)です。変更届出等の内容について、有価証券報告書といった外部情報や株式名簿等の記載内容との整合性を確保するように留意が必要との御意見を頂いています。取りまとめ（案）では、事業者等からの外国性の有無を証明する書類等に関する指針の必要性、事務作業の負担等を考慮した提出書類の簡略化、そして、報告頻度の低減の必要性といった御議論があったことを踏まえて、事業者負担や事業者の類型を考慮した運用を図っていくという形で整理をされていますので、頂いた御意見については、その際の参考と整理されています。

続きまして、7ページの中ほどからです。第3章の「2. 出資規制に係る議決権割合の捕捉・計算方法」で、間接出資に係る計算方法についてです。取りまとめ（案）では、見直しの具体的な内容については、一例ですが、MBSメディアホールディングスからの御意見で言及されているように、間接外資比率の計算の対象から地上基幹放送事業者等に対して直接占める議決権の割合が0.1%未満である場合を除くという案を取りまとめ（案）でお示しし、事業者等の負担の軽減という御要望を頂いている観点と、必要な外資規制を有効的に図っていくといった観点の双方に考慮した仕組みで、その具体化を図っていくと提案をされたところであり、適当と賛同の御意見を頂いています。

続きまして、9ページのb)です。間接外資比率の計算方法の合理化については、事業者にとって

株主構成が様々であるということ踏まえた制度とする旨を要望するということで、具体的には、議決権割合の状況で閾値に近づいている場合とそうでない場合では差異をつけるというような考え方もあるのではないかと御意見を頂きます。考え方(案)としては、合理的な計算方法に向けた見直しの検討を行い、その際には事業者等の負担の軽減と必要な外資規制の有効性の双方に考慮した仕組みを導入することが適当とした上で、その具体化に当たっての参考として承りますと整理されています。

続きまして、c)です。今後も必要に応じて更なる見直しを検討するように要望するということで、状況に応じて見直しをしていくべきとの御意見を頂いています。こちらは、変化があれば当然見直すとともに、取りまとめ(案)第6章でも全体の個別論を踏まえ具体化を図っていく中で、PDCAサイクルという形でその効果検証をした上で、必要な見直しを当然行っていくと整理されていますので、そのPDCAサイクルを回していく際の参考として承りますと整理されています。

続きまして、9ページのd)です。情報の正確性を期すため、外国人等に対して保有株式の申告義務を設ける方法についても継続して検討するよう要望するというものです。こちら、考え方(案)としては、先ほどのb)と同じですが、その合理的な計算方法については、事業者等の負担の軽減、必要な外資規制の有効性の双方に考慮した仕組みを導入することが適当とした上で、その具体化に当たっての参考として承りますと整理されています。

続きまして、10ページの「第4章 外資規制の担保措置の在り方」です。こちらは2つに分かれており、1つめは「1. 事業者等による補完措置」であり、名義書換拒否制度などの事業者として行使できる対抗措置の在り方について整理されたものです。取りまとめ(案)では、引き続き合理性を有することから、維持することが適当と整理されています。この内容に対しまして、a)ですが、この各制度を維持することは適当と賛同の御意見を頂いています。

続きまして、おめくりいただきまして11ページのb)です。名義書換拒否制度などの各制度につきましては、上場・非上場問わず適用すべきという御意見です。考え方(案)では、上場会社の発行する株式自体は自由に譲渡されるものであることを踏まえ、放送法等の外資規制の実効性を確保するという観点の下で基幹放送事業者等については、上場会社より名義書換拒否制度が必要とされていると整理されています。

続きまして、c)です。外資比率が基準以上とならないようにするための効果的な仕組みを検討する旨の要望です。具体的には、名義書換拒否制度については、「外国法人等の議決権が20%以上になる場合に初めて名義記載を拒否できる現行制度を変更して、バッファを設けるなどの予防的な措置」を講ずる、例えば「15%以上となる場合は拒否可能とする」ことができるのではないかと御意見を頂いています。考え方(案)では、御要望については、まず大前提として、株式の流通との

バランスを考慮する必要があり、その上で外資規制の効果的な遵守については、今回、取りまとめ（案）では、この適合状況を随時把握するための届出を求めるものとして、その際に基準値に近づいた場合には外資比率の変動に関する届出をより厳格化することが適当と考えたと整理されているところですので、そのような形で、頂いた問題意識については対応が可能ではないかと整理されています。

続きまして、11ページから12ページにかけて、第4章の「2. 行政による是正措置」です。こちらは、取りまとめ（案）では、基本的に基準値以上となった場合は、外資規制不適合という状況になりますので、認定等の取消しをしていくところですが、例外的に、その内容に応じて期間を定めて是正を求めていく措置というものを導入していくことと整理されています。

この是正を求める点について、a) では、事業者に帰責事由がなく外資規制に不適合になる場合があるということに留意する旨の要望との御意見を頂いています。考え方（案）では、必ずしも事業者等に帰責事由がある場合とは限らなく、要するに外形的に取消に該当するような場合であっても一律に取り消すということであれば視聴者等の不利益になることが考えられるということから、その内容を勘案した上で期間を定めて是正を求める措置ができるものと整理されています。

続きまして12ページのb) です。期間を定めて是正を求める措置の導入の方向性を示したことは妥当ということで、視聴者や社会への影響を避ける点で望ましいと、賛同の御意見を頂いています。こちらが13ページと14ページの中ほどまでです。14ページの中ほどのc) ですが、期間を定めて是正を求める措置については法令等で明確化するように要望を頂いています。こちらについては、第6章に示しましたとおり、この各章での今後の方向性を踏まえて、総務省において所要の制度整備等について具体的な検討を進めていくものと整理されています。

続きまして、14ページの下方の「第5章、審査体制の在り方」です。まず、a) の放送事業者の実務に沿った審査体制の要望については、その御指摘のとおり15ページの中ほどで、外資規制の審査に当たっては、当然、行政庁と事業者等の綿密なコミュニケーションが図られるように留意することが求められますので、御意見は、その際の参考として承りますと整理されています。

続きまして15ページの中ほど、b) です。行政庁と事業者等の綿密なコミュニケーションを図られるように留意すると、こうしたことによる方向性は妥当ということで、賛同の御意見を頂いています。

続きまして、16ページです。第6章は、第1章から第5章までの各章を踏まえた上で具体的な施策を講じていくと、今後の進め方として整理されています。これにつきまして、まずa) ですが、その際にはPDCAサイクルとして効果検証して見直していくことが当然求められていくところですが、そのサイクルが完了するまでもなく見直しが必要なものについては、当然、見直しを進めてい

くべきという御意見や、環境変化が生じたということであれば、再度議論・検討が行われるように継続的なフォローアップ体制を維持するという御意見を頂いています。考え方（案）としては、PDCAサイクルを回していく旨の提言の中で、その際の参考という形で整理されています。

続きまして、16ページの中ほどのb) ですが、事業者にとって過度な負担とならない合理的な対応の要望ということで、事業者の事務負担などについて、「事業者の意見などを丁寧に汲み取って頂くことを要望します」という御意見です。考え方（案）としては、これまで各章において申し上げましたとおり、事業者負担や事業者の類型を考慮した制度の運用を図っていくとしていますので、その中で対応してまいりたいと整理されています。

そして、16ページの下の方のc) です。外資規制につきまして「国民・公共の福祉の為に制度構築を望みます」という個人からの御意見です。こちらも全体の具体的な制度整備を措置する際の、具体的な検討を進める際の参考として承りますと整理されています。

続きまして、16ページ一番下のd) です。「間接的にも外資のコントロール下に置かれないよう、しっかりとした規制を徹底してください」ということで、c)と同様に、具体的な検討を進める際の参考として承りますと整理をされています。

そして、17ページは「その他の意見」ということで、これまでご説明してきたもののほかにも様々な御意見を頂いており、詳細は割愛させていただきますが、これらの御意見につきましては参考として承りますと整理をされています。

こういった形で頂いた御意見を踏まえて提示させていただき取りまとめ（案）として修正を行う必要のある箇所は、事務局で拝見した限りはないと考えている次第です。

以上を踏まえた取りまとめ（案）が資料7-3です。こちらにつきましては、昨年12月に提案させていただいたものからほとんど記載を変えておりません。変えたという点で申しますと、1点だけ、第3章において様式等の政省令改正を先んじて行う記載がございましたが、昨年12月の報道発表させていただいた時点では、まだ改正政省令が施行されていなかったところ、現時点では既に施行されていることから、取りまとめ（案）の15ページの記載につきまして、時点更新をした点のみです。御説明は以上です。

【大谷構成員】

今回のパブコメに寄せいただいた御意見を見ますと、ほとんどが賛同意見ですし、賛同意見の上で事務的な負担について懸念されている放送事業者の方が多数いらっしゃるということも確認できたところですので、これからの具体的な事務ルールの策定に当たっては、御意見に配慮した形で進めるようパブコメ返しでもその旨を明記していただきましてありがとうございます。特に気に

なっておりましたコミュニティ放送関係の賛同の御意見につきましては、ほっとしたというのが本音でございます。

1点、パブリックコメントの中で放送事業者からの報告に係る事務負担の軽減について、9ページの辺りだったと思いますが、計算の仕方について御提案いただいている部分があります。これについては、東北新社による違反事例で、1%以上の議決権付株式を保有する株主については計上したものの、1%未満の株主について合算していなかったがために、正確な外資の比率が算出できていなかったというケースもありますので、そういった算出の誤りが生じないような体制を整えていただいているところですが、事務負担の軽減に配慮してルールを定められる場合でも、そういった計算上の取りこぼしが生じないように御検討いただければと思っております。そういうことも含めて最終ページに述べていただいたPDCAの部分、大変大切だと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

【森川構成員】

パブコメに関しては、先ほどの大谷構成員と同じですが、ほとんど賛同意見と認識しておりまして、ここでまとめられたような本検討会の考え方について賛同いたします。本検討会の取りまとめ（案）も非常に丁寧にまとめられていると感じておりまして、こちらに関しても特に意見等ございませんが、1点、今後のことで少し頭の片隅に入れておいていただきたいことがございます。本取りまとめ（案）でも指摘や記載がございましたが、もう皆様方も御案内のとおり、今はクロスボーダー取引をはじめとして経済環境が急激に変化していると認識しております。

今回、この取りまとめでは議決権割合に着目して出資規制を設けているということは非常に意味があるということで、現状維持でよいかと思ひますが、いろいろなステークホルダーや外国からの投資家による影響というものは、議決権の行使以外にも有形無形の影響力があり得るのではないかとと思ひ、今後は個別の影響力というものは注視していく必要があるのかなと思ひております。特に放送事業者については、言論とか報道機関として社会的な影響力が非常に大きいことから、そのような有形無形の影響力といったものがあり得るということ踏まえて、今後も引き続き検討いただければと思ひております。

【山本座長】

重要な御指摘であったと思ひます。第2章の「1. 出資規制及び外国人役員就任規制の枠組み」が関係するところだと思ひます。7ページから9ページにかけてのところかと思ひますが、今後の検討課題という形で、議決権の行使以外にも外国の投資家等からの影響力があり得るということにつ

いて、今後対応を考えていかななくてはならないといったような問題意識を盛り込むことができればと思います。

【根本構成員】

私もほかの構成員の方と同じように、主な反対意見はあまりなく、割と前向きに受け止めていただけましたし、また、丁寧に分かりやすく御回答されているということでよかったですと思います。

1点、要望としては、今回新たに作られた、期間を定めて適切な是正を図るという措置の導入についても声が多かったようです。その中にも御意見として透明性が重要ということで、個人の方の御意見でも、やはり国民全体の福祉の観点から、ある特殊な団体とか私的な利益が入らないようにという御要望があったと思いますので、そこはぜひ念頭に置いていただいて、透明性の高い、客観的なルールを作っていただいて、そういう運用をしていただければと思います。

【山本座長】

重要な御指摘であったと思います。第4章の中の行政による是正措置に係る透明性という点につきましては、たしか前回も御意見があったところかと思えます。今後の運用に当たって重要なところかと思えます。報告書の中では22ページの中ほどに透明性ということが書かれていますし、23ページの末尾のところにも書かれておりますので、今後これを実際に運用していく中で、この点について十分留意していただきたいということかと思えます。

【庭野構成員】

放送・通信分野における外資規制の根拠や、具体的な方法を改めて確認することができまして、維持することとしたものと修正することとしたものを含め、非常に有意義であったと感じております。形式的なものかもしれないものも含めて、まずはやはり違反が生じないというようにしっかりとその要件や運用担保、整備することは非常に大切だと思っております。今後しっかりした具体的な要件や運用が定められることを期待しております。

【神保構成員】

私も、この取りまとめ（案）については、このようにパブリックコメントの中でも肯定的に受け取っていただいているということで、いろいろな情報をまとめていただきながら議論ができ、また、その議論の成果として受け入れられてよかったと思っております。

特につけ加える点もなく、こちらで異存ないのですが、中でも今後、新しい制度ができてきます

ので、今後の運用をきちんとやっていくということと、今後の方向性の中で引き続き検討していくとした点については、ぜひとも進めていただきたいと思います。

また、個人的には、例えばデジタルデータを活用して、事業者自身が自分の外資比率を管理するところなどは、放送事業者に限らず、今後、上場会社や、一般の外資規制、外為法上の規制との関係でも、そういったものが便利に把握できるようになっていくとよいのではないかなと期待をしているところでございます。

【山本座長】

これで一通り御意見は伺ったかと思えます。構成員の方の活発な御議論によりまして、非常に多角的に、また、バランスの取れた形で意見を取りまとめることができました。パブリックコメントにおきましても、その件を評価していただいて、特段の反対意見なくまとめることができたのではないかと思います。また、事務局におかれましても、これまで各構成員の御意見を酌み取ってまとめていただきまして、どうもありがとうございました。

1点、先ほど森川構成員から御指摘のあった点について、少し文を加えるということをしたと思います。その他の点につきましては、特に御異論はなかったかと思えますので、このまま確定させるということにしたいと思います。そして、この1点の修正点につきましては、パブリックコメントを行う前と同様に、実際には構成員の方に一通り見ていただくこととなりますが、最終的には、私、座長に御一任いただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【山本座長】

それでは、情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめにつきましては、先ほど申し上げた、必要な修正を加えた後に事務局において公表していただくとともに、先ほど来、構成員から今後への期待や要望が寄せられましたが、総務省におかれましては、取りまとめを踏まえて所要の制度整備を速やかに進めていただき、また、それを適切に運用していただきたいと思います。

(2) 閉会

【渡辺総務大臣政務官】

皆様、大変御苦労さまでございました。御紹介いただきました、総務大臣政務官の渡辺でございます。本日、金子総務大臣は公務のために出席がかなわず、大変申し訳ありません。皆さまにくれぐ

れも御礼を申し上げるよう伝言を承っております。

まずは山本座長をはじめ、構成員の先生の皆様におかれましては、情報通信分野における外資規制の在り方につきまして、7回にわたって精力的に検討を重ねていただきまして、本日、取りまとめをしていただきまして、深く御礼を申し上げたいと思います。昨年暮れに明らかになりました外資規制の抵触事案が再び起こることがないように、総務省がこの外資規制の遵守状況を把握、検証できる、また、事業者がしっかりと遵守していくための仕組みの構築が重要でございます。

取りまとめの中で頂きました御提言では、今申し上げましたこのような点を含めまして、まず1つ目は外資規制の審査の厳正化、2つ目は外資規制に不適合となった場合の手続の明確化、そして、3つ目は総務省における審査体制の強化など、外資規制の実効性を確保するために必要な見直しの方向性をお示しいただきました。外資規制は、我が国の安全保障にも関わる重要な規制であります。総務省と致しましては、取りまとめの中でお示しいただきました御提言を踏まえて、法改正も含めて所要の制度整備を実現し、外資規制の実効性をしっかりと確保するよう取り組んでまいります。

本日は、誠にありがとうございました。

【山本座長】

本日の議題は、以上となります。最後に事務局から何かございますか。

【事務局（鎌田国際放送推進室長）】

座長をはじめ、そして構成員の皆様におかれましては、7回の会合にわたり外資規制の在り方について御議論いただき、誠にありがとうございました。情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめにつきましては、今、座長からおっしゃっていただいたとおり、必要な修正を加えた後、事務局において公表させていただき、そして、政務官からもお話がありましたとおり、総務省においては、今後、本取りまとめを踏まえて所要の制度整備などを速やかに進めてまいります。以上です。

【山本座長】

以上をもちまして、「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」第7回会合を閉会いたします。構成員の皆様、これまで7回にわたりまして活発に御議論いただきまして、どうもありがとうございました。

(以上)